

基金情報

No. 90

平成21年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)
事業所数(件)	239	0	年金掛金	調定額(円) 306,509,228
加入員数(人)	男子 5,028	20		収納額(円) 303,224,148
	女子 2,285	-10		収納率 98.93%
	計 7,313	10	事務費掛金調定額(円) 13,371,084	
平均標準給与月額(円)	男子 336,737	-2,240	資産運用	信託資産額(時価) 248億7,815万円
	女子 226,505	-169		修正総合利回り 11.17%
	計 302,295	-1,390		ベンチマーク差 0.79%
受給者数(人)	5,999	21	慶弔金の支給件数・金額	25件47万円
平均年金額(円)	497,883	1,569	年金相談件数	191件

適用関係 「賞与支払届」の提出を忘れずに！

賞与を支給した際には、支給日から5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出する必要があります。

当基金では、賞与支払予定月の前月中旬に該当される事業所へ基本事項等を印字した「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を送付しております。(エクセルデータにて提出されている事業所へはメールまたはFDにて加入員データを送付) * 7月が賞与支払予定月の事業所へは6月中旬に送付しております。

届書がお手元がない場合や、賞与支払予定月以外の月に賞与を支給された場合は、届書をお送りいたしますので、当基金までご連絡ください。

賞与支払届は、厚生年金と厚生年金基金の年金額に反映される大切な届出になりますので、賞与を支給された場合は、必ず届け出てください。

- * 賞与支払予定月に賞与が支給されなかった場合も、「賞与支払届総括表」の提出が必要です。総括表の「④支給・不支給」欄の不支給に○をし、総括表のみご提出ください。

【70歳以上の方の賞与の届出】

”昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の被用者”に該当する人に賞与を支給した場合は、健康保険に提出する「賞与支払届」とは別に社会保険事務所に「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出が必要となります。この届書につきましては、管轄の社会保険事務所へお問い合わせください。

厚生年金保険関係

厚生年金本体の保険料率引上げ

厚生年金保険の保険料は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで毎年0.354%ずつ引上げられることとなっており、本年も、9月分の保険料(10月15日告知分)から15.704%(現行15.35%)となりますが、厚生年金基金に加入している場合は、基金が厚生年金保険の給付を代行しているため、代行料率分は基金に納めることとなっています。

当基金の代行料金は3.8%と決定されていますので、基金に加入している場合の厚生年金保険料は、15.704%のうち3.8%は基金に納め、残りの11.904%(現行11.55%)を国(社会保険事務所)に納めることとなります。(同封の「掛金額表」をご参照ください。)

- * この引上げは、厚生年金保険の保険料について行われるもので、これに伴う当基金の掛金の変更はありません。
- * 厚生年金保険の保険料率は、給与と賞与に適用されます。
- * 変更後の保険料率にて計算された保険料は、平成21年10月15日過ぎに社会保険事務所から送付される納入告知分から反映されますのでご注意ください。

【今後の引上げ内容】* 引上げ率の上限は18.300%のため、平成29年9月の引上げ率は0.118%

引上げ年月	H21.9~	H22.9~	H23.9~	H24.9~	H25.9~	H26.9~	H27.9~	H28.9~	H29.9~
料率	15.704%	16.058%	16.412%	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%

事業主の皆様 事務担当者の皆様へ

算定基礎届のご提出ありがとうございました

本年度分の「算定基礎届」のご提出にあたり、お忙しい中、事業主の皆様ならびに事務担当者の皆様のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当基金の「決定確認通知書」につきましては、8月17日より随時、送付いたします。

算定基礎届で決定した等級が、実際に計算基礎として反映されるのは平成21年9月分(平成21年10月15日告知分)の掛金からとなりますので、よろしくお願いたします。

- * 給与等の固定的賃金の変動により2等級差が生じた場合は、その都度、月額変更届をご提出ください。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。**
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

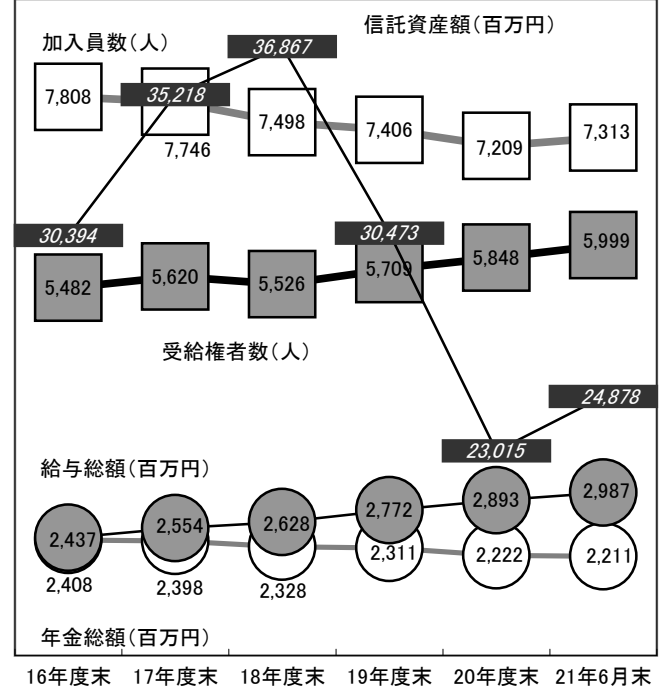
詳しくは当基金までお問合せください。

***7月分の掛金納入期限は、8月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

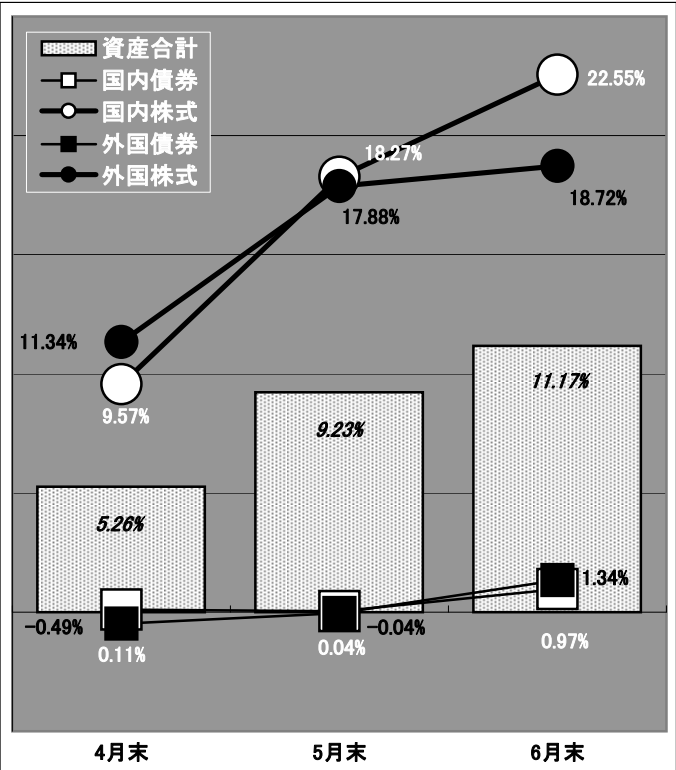
設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	酒井硝子エンジニアリング(株)	千葉市花見川区	H21.6.2
代表者変更	電気硝子工業会	田村 良明	H21.6.12
代表者変更	三洋硝子(株)	渡辺 澄人	H20.11.20

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>